



安心の夜間急病診療を提供するため

都城夜間急病センターを 適正にご利用ください



都城夜間急病センターは、地域住民の生命と安心を守るため、夜間急病診療を提供しています。

◎問い合わせ 健康課 ☎23-2056

都城夜間急病センター ☎36-8890

充実した医療体制

同センターは、医師会会員や大学からの派遣医師、病院の勤務医、薬剤師会会員などによる当番制で運営されています。夜間、急に具合が悪くなった場合やけがをした場合などでも、安心して医療サービスが受けられるよう、年中無休の医療体制を整えています。

- 診療科 内科、外科、小児科
- 診療時間 19時～翌朝7時
- 受付時間 翌朝6時45分まで
- 場所 都城市郡医師会病院内
(太郎坊町1364-1)

※継続治療や通院はできないため、翌日には必ずかかりつけ医などへ受診ください

「ペーパレス診療」

緊急性のない軽症の人が、夜間や休日の救急医療機関で気軽に治療を求める「コンビニ受診」が本市でも問題になっています。同センターの当直医師の多くは、翌日も自院での診療を行うなど負荷の大きな勤務状況にあります。救急医療を「守り」「支え」「継続」するため、緊急性のない症状の場合は受診を控えましょう。

子どもの症状の対応に迷った場合は、電話相談を利用ください

同センターでは、受診者の約3割を小児科が占めています。その中には、身近に相談者のいない保護者が不安で駆け込むケースや、日中に受診できるにもかかわらず夜間に受診するケースなども見受けられます。

夜間に子どもの病気やけがで心配なときは、まずは、電話相談を利用ください。症状に応じた適切な対処法など、小児科医の支援体制の下、看護師が相談に応じます。

子ども救急医療電話相談

- 相談料 無料 ※通話料は利用者負担
- 利用時間 19時～翌朝8時（年中無休）
- 【プッシュ回線対応固定電話・携帯電話】
- ☎#8000
- 【ダイヤル回線】
- ☎0985-35-8855



7月は国民健康保険証や各種認定証の更新月です

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられる保険制度です。適正に保険証や認定証の更新を行いましょう。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127

※マイナ保険証または資格確認書を医療機関などに提示してください

令和6年12月2日から従来の保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証を利用するには、事前にマイナポータルや医療機関などで利用登録が必要です。マイナ保険証を取得していない人は、資格確認書を医療機関などで提示することで保険給付を受けられます。※健康保険証として利用するための登録を行ったマイナンバーカード

資格確認書または資格情報のお知らせを7月下旬に郵送します

資格確認書または資格情報のお知らせが届いたら、記載事項を確認ください。資格確認書は従来の保険証と同じように使用できます。資格情報のお知らせは、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに提示することで保険給付を受けられます。

なお、不要となった保険証などは処分するか、保険年金課または各総合支所地域生活課、各地区市民センターに返却ください。



【資格確認書の有効期限】

国民健康保険資格確認書（兼高齢受給者証）と後期高齢者医療資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日までです。ただし、次の人は、有効期限が異なりますのでご注意ください。

- ・69歳の人 70歳の誕生日の末日
- ※1日生まれの人とは誕生日の前日
- ・74歳の人 75歳の誕生日の前日

各種認定証の更新

【国民健康保険】

次の①②の認定証の更新手続きを8月1日（金）から、保険年金課や各総合支所地域生活課、各地区市民センターで行います。

※70歳未満で慢性腎不全の人を対象とする国民健康保険特定疾病療養受療証は手続き不要で、新しい受療証を7月末日までに郵送します

- ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- 同一世帯で、国民健康保険加入者（擬制世帯主含む）全員の令和7年度市民税が非課税である国民健康保険加入者

②国民健康保険限度額適用認定証



- ①以外の国民健康保険加入者で70歳未満の人、または70歳以上75歳未満で保険証負担割合が3割のうち、住民税課税所得が690万円未満の人
- ・手続きに必要なもの

国民健康保険資格確認書や現在持っている認定証、マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの、運転免許証などの本人確認書類※代理人手続きの場合、代理人の本人確認書類を持参ください。また、住民票が別世帯の人は、委任状が必要です

【後期高齢者医療】

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証などを持っている人のうち、対象者には、限度区分を記載した資格確認書を7月末日までに郵送します。

後期高齢者医療保険料の納付

令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中に発送します。

- ・納付書または口座振替の期日までに納入ください。
- ・年金差し引きの人

保険料額の変更により、4・6・8月と10月以降の保険料の差が大きくなる場合があります。

「社会復帰を支える地域のか」

保護司の活動を紹介します

犯罪や非行をした人の社会復帰を支える保護司。国の委嘱を受け、全国で4万6千人、都城地区では86人が立ち直りの支援に取り組んでいます。

保護司とは

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。主に次の活動を行います。

- ・面接や訪問を通じて見守ったり、相談に応じて助言を行ったりする保護観察など
- ・刑務所や少年院に収容中の人が、退所後スムーズに社会復帰するための環境整備や、犯罪防止のための啓発活動

社会を明るくする運動

保護司の犯罪予防啓発活動の一つである「社会を明るくする運動」。全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人らの更生について理解を深め、非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月を運動の強化月間に定め、普及啓発に努めています。



法務省 更生保護
マスコットキャラクター
更生ペンギン ホゴちゃん
サラちゃん

7月は愛の血液助け合い運動月間

安全な血液の安定確保のため、献血に協力ください

◎問い合わせ 日本赤十字社宮崎県支部

都城地区事務局（福祉課内） ☎36-8711

献血は身近なボランティア

病気の治療や手術などで輸血を必要としている人に、健康な人の血液を提供することで、命をつなぐ献血。国内では、1日当たり約3千人が輸血を受けているといわれています。

血液は、人工的に造ることや長期保存ができません。このため、日本赤十字社が中心となって、血液提供のボランティアとも言える「献血」を皆さんに呼び掛けています

献血に協力ください

献血は、常設会場の献血ルーム（かりーノ宮崎・宮崎市橋通東四丁目8-1）のほか、県内を巡回する献血バスで実施しています。ぜひ協力ください。

献血バスの運行スケジュール

日時や会場などは、宮崎県赤十字血液センターのホームページを確認ください。



一人も取り残さない！

都城地区保護司会
協力組織部会長
吉国 広子さん



刑務所などを退所する人の社会復帰には就労が重要です。現在、管内42事業所に「協力雇用主」として協力いただいています。協力雇用主とは、刑事施設出所者の雇用意思を持ち保護観察所に登録した事業主です。

全国的に保護司の高齢化が進んでいます。地域の安全と出所者などの再出発を支える大切な役割を担う保護司の新たな担い手が必要です。活動に関心がある人は、問い合わせください。

☎ 都城地区保護司会 ☎36-5105

7月28日は世界肝炎デー

肝炎ウイルス検診を受けて、早期発見。早期治療！



世界保健機関（WHO）は、世界的なウイルス性肝炎のまん延防止や患者・感染者に対する差別・偏見の解消、感染予防の推進を図ることを目的として、7月28日を世界肝炎デーと定めています。

ウイルス性肝炎ってどんな病気？

ウイルス性肝炎は、A・B・C・D・E型などの肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気です。

中でもB型・C型肝炎ウイルスは、患者・感染者数が250万人以上ののぼる国内最大の感染症で、感染すると慢性的な肝臓病を引き起こす原因になります。

感染しないために

他人の血液に触れないようにしましょう。握手やくしゃみ、食器、風呂、トイレの共用で感染することはありせん。

肝炎ウイルス検診

市では、節目年齢に到達する人を対象に無料検診を実施します。検診対象者には、受診券（黄色の圧着ハガキ）を送付しています。

●対象 40・45・50・55・60・65・70歳に到達する人で、肝炎ウイルス検診を受けたことがない人

●期限 令和8年2月28日（土）

●場所 市・三股町の指定医療機関 ※詳細は受診券に記載

●検診方法 血液検査

●その他 受診の際には、必ず受診券とマイナ保険証または資格確認証を持参。受診券を紛失した場合は、再発行します

検診で早期発見！

健康課
井ノ又 ひかり



早期に適切な治療を受けることで、肝硬変や肝がんへの進行を防げます。健康のためにも、まずは肝炎ウイルス検診を受けることが大切です。

飲酒運転が多発しています

都城警察署管内の飲酒運転検挙者数は、過去15年間で常にワースト3位以内を記録していて、今年もすでに県内最多で推移しています。通報があっても発見に至らない場合があり、実際の飲酒運転者数はさらに多いことが見込まれます。

身近に潜む飲酒運転

曜日や場所、時間帯などに関係なく飲酒運転の検挙が発生しています。中には、追突された車の運転手が飲酒していたケースもあります。飲酒運転の車は意外と身近なところに潜んでいます。



飲酒運転は「犯罪」です！

飲酒運転で検挙された人の多くは「大丈夫だと思った」と口にしていきます。飲酒運転は犯罪です。見つか

7月は飲酒運転根絶強化月間です

市内では、重大な事故に直結する悪質な飲酒運転が後を絶ちません。一人一人が自分の立場でできることを見つけ、飲酒運転を根絶しましょう。

◎問い合わせ 総務課 ☎23-7183

らなければ良い、事故を起こさなければ良いという問題ではありません。飲酒が認められている大人だからこそ、責任ある行動を取りましょう。飲酒運転を目撃した際は、通報する勇気を持つことも重要です。

7月は、飲酒運転根絶強化月間です。私たち一人一人ができることを見つけて、飲酒運転を「しない、させない、許さない」環境を醸成しましょう。

飲酒運転根絶に協力ください

市では、飲酒運転根絶に取り組む事業所や飲食店を「飲酒運転根絶宣言事業所・宣言店」に認定し、認定証のぼり旗などを配布しています。詳しくは、市ホームページを確認ください。

